

C案（補助金活用案）の実施条件について

1. 実施の条件

補助金交付の条件として、コロナ収束後を見据えた新たな取組み（誘客イベント、ツアー）の実施が必要とされている。本事業においては、シャトルバスに野生動物観光等の魅力を付加したツアーを核とした誘客イベントを実施することを想定している。同時に、ヒグマとの軋轢などの課題解決や環境保全に資することが重要であり、9月のツアー実施（3日間）にあたっては、ホロボツゲート（知床自然センター）からの車両規制を行う必要がある。

ホロボツゲートからの車両規制は過去に例がないため、慎重な取り扱いが必要であり、実施にあたっては、以下のすべてを満たすことが実施の条件となる。

- (1) 補助金が満額（1000万円）で採択されること。
- (2) 警察署の同意が得られること。
- (3) 多大な入り込みへの対応が難しいことから、4連休を外した日程とすること。
- (4) 公園内で継続的に事業を行う、宿泊事業者、ガイド事業者等の事業車両が除外されること。
- (5) 岩尾別温泉地区の宿泊施設、登山者便益を損ねない代替輸送が実施されること。
- (6) シャトルバスの運賃は無料とし、野生動物観光等の新たな魅力が発掘されること。
- (7) シャトルバスはウトロ～五湖間の輸送力を最大限高めること。
- (8) 誘客イベントとして観光事業者、ガイド等の合意と協力が得られること。

2. 決定・確認事項

実際に事業を実施するためには、下記の重要項目について部会での決定・確認が必要。

（車両規制の大枠）

	8月	9月
規制期間	案1 8/9～8/15(7日間) 案2 8/10～8/16(7日間)	案1 9/25～27(3日間・週末) 案2 9/28～30(3日間・平日)
規制区間	道道知床公園線 五湖ゲート～カムイワッカゲート	道道知床公園線 幌別ゲート～カムイワッカゲート
規制時間	終日	終日

（除外車両の取り扱い）

	五湖ゲート～カムイワッカゲート	幌別ゲート～五湖ゲート
規制期間	計10日間	3日間
除外車両	シャトルバス 緊急車両 道路管理車両	シャトルバス タクシー、ハイヤー、バス等の旅客自動車 身体障害者等乗車車両 緊急車両 道路管理車両
許可車両	<ol style="list-style-type: none"> 1. 関係行政機関の公務車両 2. 業務上当該路線を通行することがやむを得ないと認められる車両 <ol style="list-style-type: none"> (1) 漁業者、さけます増殖事業者 (2) 五湖ゲート以奥に位置する施設の運営者または維持管理者 (3) 五湖ゲート以奥で実施する調査・工事請負業者 (4) 自動車規制の管理・運営を行う事業者 (5) その他特にやむを得ないと認められる者 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 関係行政機関の公務車両 2. 業務上当該路線を通行することがやむを得ないと認められる車両 <ol style="list-style-type: none"> (1) 漁業者、さけます増殖事業者 (2) 幌別以奥に位置する施設の運営者または維持管理者 (3) 幌別以奥で事業を行っている宿泊業者、ガイド事業者 (4) 幌別以奥で実施する調査・工事請負業者 (5) 自動車規制の管理・運営を行う事業者 (6) その他特にやむを得ないと認められる者
その他	徒歩および自転車は通行可	徒歩および自転車は通行可